

2026 年 8 月 14 日

各 位

会 社 名 株式会社 Birdman

代 表 者 名 代表取締役社長 吉川 元宏

(コード番号：7063 東証グロース)

問 合 せ 先 取 締 役 國松 晃

(TEL 03-6865-1322)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社が原告として提起した訴訟及び当社を被告として提起された反訴につきまして、2026 年 6 月 11 日、東京地方裁判所において判決の言渡しがありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 当該訴訟の当事者

(1)	本訴原告兼反诉被告	株式会社 Birdman (当社)
(2)	本诉被告兼反訴原告	合同会社 revive
(3)	所 在 地	東京都中央区八丁堀四丁目 9 番 13 号
(4)	代 表 者	代表社員 西尾 昌樹
(5)	事 業 内 容	企業の買収、合併、分割、事業譲渡、資本提携等に係る企画立案、コンサルティング等
(6)	当 社 と の 関 係	当社が 2023 年 12 月及び 2024 年 3 月に締結したフィナンシャルアドバイザー契約の相手方であります。 ※なお、当社と同社との間に記載すべき資本関係及び人的関係はありません。

2. 訴訟の内容

① 本訴 (当社が提起した訴訟)

(1)	事 件 番 号	令和 7 年 (ワ) 第 11963 号 不当利得等返還請求事件
(2)	訴 え の 提 起	2025 年 5 月 1 日 (訴状送達日：2025 年 5 月 21 日)
(3)	請 求 の 内 容	当社が上記フィナンシャルアドバイザー契約に基づき同社に支払った報酬の一部について、支払義務がなかったものとして、不当利得返還請求 (予備的に契約に基づく報酬返還請求) として、47,139,224 円及びこれに対する遅延損害金の支払いを求めたもの

② 反訴（当社に対して提起された訴訟）

(1)	事 件 番 号	令和7年（ワ）第21357号 報酬金等請求反訴事件
(2)	訴 え の 提 起	2025年8月1日（反訴状送達日：2025年8月15日）
(3)	請 求 の 内 容	同社が当社に対し、上記フィナンシャルアドバイザー契約に基づく未払報酬として、33,000,000円及びこれに対する2025年8月16日から支払済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払いを求めたもの

3. 判決の内容

(1)	判 決 言 渡 日	2026年6月11日
(2)	裁 判 所	東京地方裁判所民事第6部
(3)	判 決 の 主 文	(1) 当社の本訴請求をいずれも棄却する。 (2) 当社は、合同会社reviveに対し、3,300万円及びこれに対する2025年8月16日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え。 (3) 訴訟費用は、本訴反訴を通じて、当社の負担とする。 (4) 本判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

4. 当社の対応及び今後の見通し

当社は、本判決の内容を不服として、2026年6月26日付で東京高等裁判所に控訴いたしました。現在、本件は控訴審に係属しております。控訴の趣旨は以下のとおりであります。

(1) 原判決を取り消す

(2) 被控訴人（合同会社revive）は、控訴人（当社）に対し、金47,139,224円及び2024年2月15日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え

(3) 被控訴人の反訴請求を棄却する

(4) 訴訟費用は第一、第二審とも被控訴人の負担とする

なお、本判決には主文第2項につき仮執行宣言が付されているため、控訴審の結論を待たずに、上記金員の支払いを求められる可能性があります。

今後の訴訟の進行及び結果によっては、当社の業績に影響を与える可能性があります。当社といたしましては、控訴審において当社の主張の正当性を訴えてまいります。

5. 業績に与える影響

本判決を踏まえ、当社は、2026年6月期決算において、当社が負担する可能性のある損失額を合理的に見積り、訴訟損失引当金繰入額33,875千円を特別損失に計上しております。

当該計上による影響は、本日公表の「2026年6月期決算短信〔日本基準〕（連結）」及び「営業損失、営業外収益、営業外費用及び特別損失の計上に関するお知らせ」に反映しております。

6. 開示の遅延の理由

本件反訴の提起時点においては、訴訟の目的の価額が直前連結会計年度末の連結純資産額の15%未満であったことから、有価証券上場規程施行規則第402条第1項第2号に定める軽微基準に該当するものと判断し、開示を行っておりませんでした。

しかしながら、判決があった場合には、判決等により給付する財産の見込額が直前連結会計年度末の連結純資産額の3%以上であるとき等に開示が必要となるところ、本件は当該基準に該当しており、判決の言渡しがあった2026年6月11日時点において適時開示を行う必要がございました。

当社における適時開示の要否判断に係る理解が不十分であったことにより、開示が遅延することとなりました。

株主及び投資家の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、顧問弁護士との事前相談を含めた再発防止策を実施し、適切な情報開示の徹底に努めてまいります。

以 上